

令和7年11月28日
島根県教育庁学校企画課
担当者 和田正利
電話 0852-22-6916

教職員の児童生徒への不適切行為による懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

- (1) 校種 浜田教育事務所管内小学校
- (2) 職名 教諭
- (3) 年齢 49歳
- (4) 性別 男

2 処分内容 懲戒処分「減給10分の1 1月」

3 処分期日 令和7年11月28日

4 事実概要及び処分理由

当該教諭は令和3年ごろから、家族ぐるみの親交があった家庭の児童生徒と管理職の許可を得ず私的なLINEのやり取りをしたこと、当該教諭の自家用車に同乗させたこと、当該教諭の自宅で食事や学習指導をしたこと、保護者・他者同伴とはいえ遊びに出かけたことが何度もあった。当該教諭は、これらの行為は児童生徒の保護者から依頼されたと話しており、児童生徒や保護者から不適切であるとの訴えはないが、疑念を感じた第三者からの情報提供により判明し、当該教諭も他の児童生徒、保護者、教職員及び県民等から疑念を抱かせる行為であったと認めた。児童生徒が当該教諭の自宅を訪れるることは月に1回程度の頻度であり、令和3年ごろから4、5年にわたり、令和6年度まで続けていた。

当該教諭の行った行為は、児童生徒性暴力等やセクシュアル・ハラスメントにあたるまでの悪質性の高い行為とまでは言えないものの、それにつながる疑念を抱かせる行為であり、不適切な行為であるといえる。この不適切行為は、学校及び教職員全体に対する信頼を損なうものであって、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

このため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記2の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) 当該教諭の勤務校校長には管理責任を問い合わせ、管轄の教育委員会において口頭訓告が行われた。
- (2) 再発防止に向けた対応として、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、今回の事案を踏まえた服務規律確保の徹底について文書通知を行うとともに、今後の研修会・会議等の機会を通じて重点的に周知等を行う。